

教育民生常任委員長報告

令和6年12月13日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案7件及び陳情1件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る12月10日に委員会を開催し、議案審査においては、担当部長等の出席を求め、また、陳情については、提出者からの趣旨説明とそれに対する質疑を行うとともに所管の担当部長等から意見聴取を行うなど、慎重に審査いたしました。

議案第103号「三次市税条例の一部を改正する条例（案）」外6議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

次に、陳情第1号「児童・生徒の健康と学習する権利を守るため学校施設のトイレに生理用品の設置を求めることについて」は、審査の結果、全員一致をもって採択してよいものと決しました。

陳情の審査にあたって、教育部からは、本市の小中学校では、保健室に生理用品を常備しており、気兼ねなく利用できるようにしている。現在、生理用品を女子トイレに設置している学校はないが、児童生徒が必要に応じて、安心して生理用品を入手できるよう、提供方法や配置場所を工夫するなど、様々な手法を検討し対応していく。との説明がありましたが、提出者からは、今、世界的にもジェンダー平等、女性の権利保障が強く求められている。女性の権利として、自由に、当然のこととして使えるような生理用品の設置を強く願うといった意見とともに、健康を促進する取組や国の「学校の保健室以外にも生理用品の配備も可とし、配布した生理用品の返却を求めない」とする通達、近隣市の先進的な事例における関係者の声、さらには、この取組によって全ての子どもたちが安心して学校生活を送れるとする願意に賛同し、全員一致で採択としました。

以上、委員長報告を終わります。